

裁 決 書

審査請求人

東京都港区

処分を行った行政庁

東京都新宿区

主 文

本件審査請求に係る原処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨について

(1) 審査請求の趣旨

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求の趣旨は、東京都新宿区長（以下「処分庁」という。）が平成22年12月24日付で請求人に対して行った公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号。以下「公健法」という。）第35条第1項の規定に基づく遺族補償一時金支給決定（以下「原処分」という。）を取り消すとの裁決を求めるものである。なお、請求人の「審査請求の申し立て書」（以下「本件審査請求書」という。）には、原処分のほか異議申立ての却下決定をも不服審査請求の対象とするかのような記載がある。しかし、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条第1項及び公健法

第106条第2項は、原処分に対する不服申立てである審査請求を認めるだけで、異議申立ての却下決定に対する審査請求は認めていない。然るところ、請求人の本審査請求に係る不服は、結局、遺族補償費支給の請求をしたのに遺族補償一時金の支給を決定されたことにあり、原処分に対する不服と解することができるから、本裁決では原処分に対する不服について判断する。

(2) 処分庁の弁明

請求人の審査請求の趣旨に対する処分庁の弁明の趣旨は、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由について

(1) 審査請求の理由

請求人は、本件審査請求書において次のとおり主張する。

「審査請求にあたり、以下①②③の三点を審査請求の請求理由として申し上げます。

- ① 原請求についての決定（当審査会注記：『申し立て人による当方の遺族補償費請求（原請求） 平成16年12月24日受理』を指す。）について、遺族補償費請求ではなく遺族補償一時金支給で審査したのは違法であるから無効であると考えます。代理人■■■■■が書いた遺族補償一時金支給のための申請書類は、新宿区担当者による詐取、ないしは、担当者の外国人差別意識により申し立て人の経済的損失を計る意図的行為により提出を強要されたものです。前述1-④（当審査会注記：『申し立て人による当初処分に係る異議申し立てに係る東京都新宿区の決定 22新総総文第941号 新宿区長中山弘子発行平成23年3月16日送付『決定書謄本の送付について』。

平成23年3月30日異議申し立て代理人■■■■受領。』を指す。)の回答(10)は区役所職員による虚偽記載であり事実無根です。

- ② 申し立て人が申請したのは遺族補償費請求であり、遺族補償費としての決定を求めます。遺族補償費請求について、生計同一の判定を含め、審査請求を依頼します。申し立て人は遺族補償費請求にもとづく支給をうけられるかどうか、過去6年間に渡りなんら決定がなされず、原請求が遺族補償一時金請求に差し変わって対応されている点を遺憾に思います。また、生計同一でないから対象外であるというのが過去の決定において根拠とされて検討されたかもしれない可能性もあり再考いただきたく思います。なお、原請求後に他機関で認定された結果、書類の提出が後発的になっている点については宥願います。
- ③ 申し立て人の異議申し立て1-③に対し、東京都新宿区の決定内容は、異議について回答内容が不適切であり、事実と異なっています。本来あるべき手続きが適正に処理されず、決定を歪曲化させていると考えますので、本来どうあるべき手続きであったか開示いただきたい。」

(2) 処分庁の弁明

処分庁は、上記(1)の審査請求の理由に対し、次のとおり弁明する。

- ア 同(1)①の前段、「遺族補償請求ではなく遺族補償一時金支給で審査したのは違法であるから無効であると考えます。」は否認する。その理由は、請求人が自らの意思により平成22年12月13日に平成16年12月24日付けの本件遺族補償一時金請求書を処分庁に提出しているからである。

- イ 同①の後段、「代理人■■■■■■■■■■…新宿区担当者による詐取、ないしは、…提出を強要されたものです。」及び「前述1-④の回答(10)は区役所職員による虚偽記載であり事実無根です。」は否認する。その理由は、請求人の代理人に遺族補償一時金請求書の提出について説明したのが平成22年12月1日であり、提出依頼等の文書を翌2日に発送しており、請求人が同月13日に提出した時間の経過を振り返ると、そこには請求人本人の自由意思による遺族補償一時金請求書の提出以外に、詐取、外国人差別意識による提出の強要という行為の介入する余地はなく、区役所職員による虚偽記載はありえないからである。
- ウ 同②の「申し立て人が申請したのは遺族補償費請求であり…再考いただきたく思います。」は否認する。その理由は、請求人が一旦遺族補償費請求書を提出した事実は認められるが、その後、請求人の自由意思で自ら遺族補償一時金請求書を提出しており、請求人が先になした請求行為とは別の新たな請求行為をなした場合は、後の請求行為によって先の請求行為が取り消されたと同視し得る。請求人の請求どおりに遺族補償一時金の支給決定がされており、再考の余地はないからである。
- エ 同③の「申し立て人の異議申立て1-③に対し…本来どうあるべき手続きであったか開示いただきたい。」は否認する。その理由は、請求人が処分庁にした異議申立ては、不服の申立ての利益を欠く不適法な申立てであったことから、行政不服審査法第47条第1項の規定を適用し、却下の決定をしており、適正に処理されているからである。

第2 事案の概要

1 経過

本事案では、経過についても請求人と処分庁の主張が鋭く対立し、後記2①の争点となっている。そこで、以下では、経過のうち請求人と処分庁の間に争いのない概要を中心に摘示し、争いのある部分については後記第5の1及び2で判断、認定を行う。

- (1) ■■■■■ (以下「被認定者」という。)は、平成16年8月■■■■■に死亡したが、その当時、指定疾病である肺気しゅ、慢性気管支炎及び気管支ぜん息にり患し、障害等級2級と認定されていた。
- (2) 処分庁には、請求人名義の遺族補償費請求書及び遺族補償一時金請求書が存在し、いずれも同年12月24日付けとされている。
- (3) 処分庁は、同日付けで、請求人に対し、公健法第35条第1項の規定に基づいて遺族補償一時金の支給を決定する原処分を行い、その旨通知した。
- (4) これに対し、請求人は、遺族補償費支給の請求をしたのに遺族補償一時金の支給を決定したとして、平成23年2月7日、処分庁に対して異議申立てをした。

処分庁は、同年3月16日、異議申立ては不適法であるとしてこれを却下する決定を行った。

- (5) 請求人は、同年4月27日、原処分を不服として本件審査請求をした。

2 争点

本件の争点の大要は、原処分時における請求人の請求は、①遺族補償費請求と遺族補償一時金請求のいずれであるか、また、②遺族補償費請求であったとして、請求人が公健法第30条第1項が規定する「被認定者の死亡の当時その者によって生計を維持していたもの」と認められるかどうかである。

第3 当事者の主張

(略)

第4 口頭審理における主な質疑応答（要旨、一部意識を含む。）

(略)

第5 当審査会の判断

当審査会は、請求人及び処分庁の双方の口頭審理における陳述並びに提出資料に基づいて検討し、次のとおり判断する。

1 遺族補償費請求書について

(1) 処分庁の弁明

処分庁は、平成16年12月24日、請求人と■■■■氏が来庁し、今後は自分たちが対応するとし、遺族補償費請求書、葬祭料請求書等を提出した、それ以前にはこれら請求書等は提出されていない旨弁明する（弁明書1の5頁）。

(2) 請求人の主張

請求人は、反論書1（3頁）で次のとおり主張する。

「① 申し立て人による当方の遺族補償金請求（原請求）

申し立て人・■■■■。

■■■■・■■■■両名による補佐をうけ申請。

・平成16年9月末～10月にかけて、申請書および添付書類の提出

・平成16年12月24日、新宿区の指示により申請書記載・

提出」

また、請求人は、反論書1（6頁）にて、原請求（遺族補償費請求）は2件存在している、原請求は平成16年8月19日訪庁から同年12月24日前の間に代理人の■■■■から提出され收受されている原請求が存

在しているが公開されていない、同日の提出については、同一の原請求を再度、区側の指示により申し立て人が記載したことは認めると主張する。

さらに、請求人は、反論書2（6頁）で、請求人代理人の■■■■が本件に関して平成22年12月までに来庁したのは2回であり、1回目は、被認定者の死亡事実を通知し、公害補償の手続きについてガイダンスを受けた、2回目は請求人と来庁して申請書を提出した、その申請に当たっては請求人の署名欄は請求人本人が直筆で記載した旨主張する。また、反論書2（3頁）で、平成16年12月24日に請求人が新宿区公害補償課窓口を訪問し申請書を提出した、この申請書を記載・提出した事実については証拠物件があるように事実である、同日には請求人本人のみ来訪し、代理人ら（■■■■、■■■■）は来訪していないと主張する。

（3）検討

ア 請求人の上記（2）の主張は、整理すると次のとおりとなると解される。

- ① （1件目の遺族補償費請求書の提出）請求人は、平成16年9月末から同年10月の間に、請求人とその代理人■■■■において処分庁を訪れ、遺族補償費請求書を提出した。
- ② （2件目の遺族補償費請求書の提出）請求人は、平成16年12月24日、請求人だけで処分庁を訪れ、上記①とは別に遺族補償費請求書を提出した、その請求書は、処分庁側の指示により請求人が記載したもので、上記3（4）キの17頁の「遺族補償費請求書」（以下「本件遺族補償費請求書」という。）である。

イ これに対し、処分庁は、上記ア①の遺族補償費請求書の提出を否認

費請求書の提出にあたっては、処分庁窓口で請求人だけが同書に記載して提出したとは認められず、■■■■氏も処分庁窓口に同行して本件遺族補償費請求書の内容の一部を記載したことが認められる。

2 本件遺族補償一時金請求書の提出について

(1) 処分庁の弁明

処分庁は、本件遺族補償一時金請求書の提出の経緯につき、次のとおり弁明する。

処分庁は、平成22年12月1日、■■■■氏からの電話で、■■氏に対し、同年中に公害健康被害認定審査会に諮り処理を終わらせたい、被認定者と請求人の居住地が異なり生計同一と見なせないため、遺族補償一時金で支払うことになるかと伝えたと、■■■■氏から、年内で終わらせたいので必要書類を送ってほしいと回答された（弁明書1の5頁）。処分庁は、同月2日、■■■■氏に対し、同月10日までに返送してほしい旨記載した案内文（上記第3の3(4)エ）と遺族補償一時金請求書と口座振込依頼書を送付した（弁明書1の6頁）。同月13日に■■■■氏が来庁し、本件遺族補償一時金請求書と口座振込依頼書、登録原票記載事項証明書を持参して提出した（弁明書1の6頁）。その際、本件遺族補償一時金請求書の記載事項のうち、申請書中、公害医療手帳の記号番号・認定疾病の名称・申請日等の欄が空欄だったが、持参者の請求人代理人■■■■氏の下承を得て処分庁において記入し、日付けについては空欄のまま提出を受け、消滅時効の関係から当初提出された本件遺族補償費請求書の日付けを処分庁において補記した（弁明書2の3ないし4頁）。

(2) 請求人の主張

■■■■氏は、平成22年12月上旬、処分庁に電話したところ、処分庁の担当者らしき女性から、「もう6年が経ちましたので、もう一度書類を書いてください。銀行の統廃合などもあるので銀行振込み申請用紙や念のため住所等の変更がないか外国人登録済証明書などの書類も送ってほしい。用紙は一式郵送するので送付先住所を教えてください。12月10日までに提出しないと審査会にかけない」旨強く要求され、これら書類を提出した（本件審査請求書2頁）。

本件遺族補償一時金請求書は請求人本人が署名、押印したものではなく、■■■■氏が処分庁の担当係長と窓口職員に指示されて記載した。また、同書の提出に当たっては、請求者欄及び表欄外下の「平成16年12月24日」の日付けは空欄のままとした（反論書1の6頁）。

（3）当審査会の判断

ア 本件遺族補償一時金請求書の提出の経緯について

（ア）本件遺族補償一時金請求書の提出について

本件遺族補償一時金請求書は、空欄とした部分を除き、■■■■氏において記載して提出したことに争いはない。その提出日は、平成22年12月13日であると認められる。

（イ）■■■■氏の代理権について

請求人は、■■■■氏には遺族補償一時金請求の代理権はなかった旨主張するので、■■■■氏の代理権の有無について以下に検討する。

処分庁は、■■■■氏は、平成16年12月24日に請求人とともに来庁し、今後は■■■■（後の■■■■）ではなく自分たちが手続きを行うと言い請求書を出したこと、その後、二人で手続きを行うことに対する撤回の意思表示がないこと、また、請求人は交通事故で車

いすを使用する生活であり、通院が頻回であるとともに日本語で話がうまくできないので、■■■■氏が自分が代わって手続きを行うと主張していた事情の下では、処分庁において請求人の子である■■■■氏にその権限ありと信ずべき理由があると解するのが相当であると主張する。

前記1(3)ウ(イ)のとおり、請求人は、同日、■■■■氏とともに来庁し、本件遺族補償費請求書を提出した事実が認められ、この事実から、その際、今後は自分たちが手続きを行う旨述べたことが推認でき、これは、請求人が遺族補償費請求について■■■■氏を代理人とする授権の意思表示であると解される。しかしながら、その授権は、遺族補償費請求の手続きについてのものであり、これと別個の手続きである遺族補償一時金請求について代理権を授与する旨の意思表示とは認められない。しかも、処分庁は、遺族補償一時金請求によって、遺族補償費請求は取り消された、あるいは撤回されたなどと主張するが、一般に、遺族補償費請求の授権の範囲にその取消しや撤回をする代理権を含んでいると解することはできない。なぜなら、遺族補償費請求の代理権は当該請求の実現を目的として授与されるものであり、その実現の途を閉ざすという重大な不利益を生じる「取消し」ないし「撤回」（正確には遺族補償費請求の取下げというべきであろう。）は授権者の通常の意味に反するとともに、その意思を慎重に確認する必要があると考えられるからである。因みに、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第55条第2項が、民事訴訟手続きの訴訟代理権の範囲について、訴え等の取下げには特別の委任を受けなければならないと規定していることも、同様の

趣旨に出たものと解される。そうすると、■■■■氏には、遺族補償一時金請求、及び、遺族補償費請求の取下げについての代理権は与えられていなかったと解するのが相当である。

なお、処分庁の上記弁明は、たとえ■■■■氏に遺族補償一時金請求の代理権がなかったとしても、処分庁において■■■■氏にその権限ありと信すべき理由があるから、表見代理の法理に基づいて■■■■氏による遺族補償一時金請求の効果を請求人に帰属させるべきだとする趣旨を含むものと解される。しかし、表見法理は、請求人本人が授権したかのような言動をした場合に適用されるべきものであるから、無権限者自身があたかも代理権があるかのように振る舞っただけではその法理の適用の余地はない。本事案では、請求人本人は、遺族補償費請求について授権の意思を表示したにとどまり、遺族補償一時金請求の代理権を■■■■氏に授与したかのような言動をしたとは認められないから、表見代理法理の適用がないことは自明である。そもそも、遺族補償費請求とは別個の新たな遺族補償一時金を請求する行為、とりわけ遺族補償費請求の取下げという不利益を生じる行為については、改めて請求人本人の意思を確認すべきことは当然である。処分庁においては請求人側との連絡が容易ではなかった事情が窺えるものの、請求人の意思確認を怠ったことには重大な手落ちがあったといわざるを得ない。

また、処分庁は、自ら手続きの窓口になると主張し、申請書を持参した者が、権限のない者により出された書面であるから無効であると主張することは信義則違反であると弁明する（弁明書2の2頁）。処分庁の弁明では「自ら手続きの窓口になると主張し、申請

書を持参した者」とは誰を指すのか明らかにされていないが、その文脈から■■■■氏を指すものと考えられ請求人本人ではないから、請求人について信義則違反をいうことも主張自体失当である。

さらに、処分庁は、平成22年12月1日、■■■■氏に電話連絡し、「被認定者と申し立て人の居住地が異なり、生計同一と見なせないため、遺族補償費の請求の要件はない。遺族補償一時金で支払うことができる」と伝えたところ、その内容を了解し、必要書類（遺族補償一時金申請書）（当審査会注記：原文のまま）を送ってほしいと回答し、同月13日に処分庁に遺族補償一時金請求書を提出し直しており、これは遺族補償一時金の請求申請を認め、追完したということであると弁明する（弁明書3の2頁）。しかし、これらの行為についても、■■■■氏に請求人を代理する権限は認められないから、請求人が「追完」、正確には追認というべきであろうが、いずれにせよこうした行為をしたとみることはできない。

以上のとおり、遺族補償一時金請求、及び、遺族補償費請求の取下げは、いずれもその権限のない■■■■氏によってなされたもので無効である。請求人と■■■■氏とが実の親子であるからといって、この結論に変わりはない。したがって、遺族補償費請求はいまだ維持されていると解するのが相当である。

そこで、当審査会においては、遺族補償費請求につき、その支給要件とされる生計維持関係が認められるかどうかをさらに検討する。

3 生計維持関係について

(1) 処分庁の弁明

ア 処分庁は、弁明書1（7頁）にて、被認定者と請求人の生計同一性

について次のとおり弁明する。処分庁が本件審査請求を棄却すべきであるとする根本的な理由は、被認定者と請求人の間に生計の同一性が認められないからである。この生計同一性の要件を否定した理由として、被認定者と請求人の居住地が長期にわたって異なっていたこと、保健師の被認定者相談経過によれば、被認定者自身が請求人とは生計同一ではないと主張していたこと、また、被認定者が平成15年3月に入院していた■■■■■■■■■■病院から送付された看護要約にも同趣旨の記録があることによる。さらに、これらの被認定者相談経過及び看護要約から、被認定者には生計を同一にしていた内縁の妻がいたことが判明しており、被認定者の公害補償費月■■■万円と年金■■■万円、内縁の妻の年金■■■万円の合計■■■万円により二人で生活していたと記載されている。請求人がこの世帯収入から送金を受けていたとは考えがたく、また送金事実も認められなかったことを含め、適切に考慮した。

イ 処分庁は、弁明書2（11頁）にて、生計の同一性が認められない理由につき、さらに次のとおり弁明する。生計同一関係にあると認められる場合とは、被認定者の死亡の当時、被認定者とその遺族が別居状態にある場合は、①生活費又は療養費等を常に送金していること、②日常生活についての指示、連絡等を行っていること、③別居の事由が消滅したときは、再び起居を共にすると認められること等、両者の生計に一体性があるとき、あるいはこれに準じる場合に限り、生計同一関係があると認められると解すべきである。しかるに、請求人らからは、生活費等の送金の事実を証明する預金通帳、現金書留封筒等は提出されず、また、日常生活についての指示、連絡を行っている事実証

明としての葉書、封筒等の提出もなかった。加えて、処分庁が保有する担当保健師の被認定者相談経過を斟酌すれば、たとえ民生委員による生計同一事実の証明書があったとしても、上記①ないし②を認めることは困難と考える。すなわち、⑦担当保健師が請求人代理人[]氏に被認定者がどのようにして[]の病院まで通院しているかを尋ねたところ、同人は「[]の知人の家から通っている」旨回答したこと（平成14年3月[]）、⑧担当保健師が入院時の病院訪問をした際、被認定者に「退院後は内縁の妻のところへ帰る予定」と語ったこと（平成16年2月[]）、⑨同病院にて、前回の[][]病院での「支払いの内縁の妻がした」ことを確認したこと（同月[]）等の記載事実を総合考慮すると、社会通念上、別居状態にある請求人と被認定者が生計同一関係にあるとは認められず、したがって上記①ないし②の要件を満たすとは言いがたい。

また、処分庁は、弁明書2（9頁）で「担当保健師の被認定者相談経過から、被認定者自身が息子・娘とは絶縁した。請求人（[]）とは生計同一でないと主張していた事実が確認できたこと、また、被認定者が平成15年3月に入院していた[]病院から送付された看護要約にも同趣旨の記録があった」と弁明する。

（2）請求人の反論

ア 請求人は、反論書1（4頁、15頁）にて、申請日より「2011年処分決」に至る期間に、処分庁の担当者から「生計同一」という言葉すら耳にすることもなく、また、「生計同一」の立証に必要な書類について一切追加的に要請されることもなかった旨反論する。

イ さらに、請求人は、反論書2（12ないし13頁）で次のとおり反論す

る。

「故[]（当審査会注記：原文のまま。被認定者を指すと解される。）の居住地は、外国人登録原簿記録によれば、平成14年[]から死亡時まで東京都新宿区[]となっている。この居住地には子が同居しており生活が営まれている。これだけでも、平成15年3月に出された看護記録等で絶縁状態にあるということを裏付けていない。看護記録が敵対関係にある者の悪意的主張であり、恣意的な記述であると主張する。なお、外国人登録は通常2週間以上居所が変わる場合には届け出義務のあるものであるが、少なからず実子と共にあり生活費が共有されている状態で絶縁というのでは遺族としては苦笑せざるを得ない。同様に、外国人登録の記録上で、平成14年[]以降は内縁の妻とされた者とも住居が異なる状態が故人の死亡時まで続いている。この状態で職権判断により生計同一でないという判断を下す正当な裏付けとはなり得ないが、その時にそういう職権判断をしたのであればそれは事実認識の誤りによる不適切な判断（職務上の判断瑕疵）であることを意味する。この状況において、これらを理由として請求人・代理人らが主張する生計同一を否定するものではない。また、当初申請において、生計維持については、[]が当時所得税非課税である旨の証明として住民税非課税証明書を提示するように指示され、指示に従い書面を提出されていて、それ以外に提出を求められたものはなかった。申立人らの提出瑕疵があったわけではない。」

さらに、請求人は、反論書2（14頁）にて、上記（1）イの処分庁の弁明を否認して次のとおり反論する。「申請者が説明を受けている範

困は、申立人■■■■の納税証明（住民税非課税証明）を生計に関する書類として提出するよう要求されただけである。弁論書（当審査会注記：弁明書2を指す。）に書いていることは、すべて、後付の解釈からの意見である。とりわけ、平成16年2月以降の記述は、明らかにうそでっち上げでしょう。『支払いは内縁の妻がした』というのは誰の発言、看護婦らは誰が病人の支払いをするのかを監視ビデオや、記名の領収書があって言っている主張であるといった、”社会通念上納得しうる根拠があつての話”とは到底思えない。身体障害者手帳所持により負担0であり、公害補償負担分については公害補償課から払込みされていて、実質病院への支払いは食費負担分のみ。そんな事実証拠はないはずで、それをもとに“社会通念上”という理由で生計同一でないという判断につながるの正しいとは認められない。それに、■■■■病院の資料を根拠資料として弁論に用いているが、■■■■病院でそれだけ細やかに情報を得られるのであれば、たとえ■■■■病院入院時も同様に情報を得ていたんですよね。そっちの資料は公表できない事実が書かれていたのでしょうか。例えば、介護・看護の話であるならば、■■■■病院の退院時も長女と一緒に連れ帰っているで。」

ウ 請求人は、反論書3（4頁）で、生計同一に関して次のとおり補足意見を述べている。「現法において外国人登録の記載事実は故人の身分および生計に関する根底的な資料である。介護記録の裏付けを含めても、仮に故人は死亡のおよそ半年前ぐらいの期間についても東京都新宿区に居を構え生活していた事実は明確なものである。また、■■■■共済による故人に係る遺族年金について、この請求に要した申立

請求人■■■■が民生委員署名による生計同一の書面で、これが■■■■共済により認められ年金が現在に至るまで支給されていることについて、東京都新宿区が内容を否定し生計同一を認めることをしていないが、東京都新宿区の見解はまったく事実即したのではなく、生計同一を否定しうる逆証も提示しているわけではなく単なる職員の個人的意見のレベルでしかされていない。」

(3) 請求人が、生計同一性について提出した資料

ア 生計維持・同一理由申立書、生計維持・同一理由証明書、生計維持申立書及び遺族に関する申立書

(ア) 生計維持・同一理由申立書

請求人名義で作成されているが、その署名欄の筆跡は■■■■氏のものと同認められる。作成年月日は記入されていない。「・別居の理由について」の欄には、「当初、私と夫及び子供6人で店舗付物件に住んでいました。夫は次第にぜん息発作の回数が増え、その頃私も交通事故にあいその後後遺障害によって働けなくなった。その後、法律上の問題まで起こり住まいまで失いました。夫を世話することのできなくなった私は、夫を子供の一人に託し（子供が多く、そのため住居の確保も困難であったので）、夫の療養のために静かな環境を提供してあげたい気持ちもあり、別居を余儀なくされました。」と記載されている。「・生活の実態について・・・生活費の経済的援助、音信・訪問等の状況」の欄には、「我が家の生計は夫婦及び子供6人による同一的な生計を成している。夫（父）は子供を介して私に生活費を渡してくれました。」と記載されている。

(イ) 生計維持・同一理由証明書

民生委員の■■■■氏が平成16年9月■■■付けで作成したもので、上記(ア)の生計維持・同一理由申立書につき、「上記の申し立ては事実と相違ないことを認めます。」と記載されている。

(ウ) 生計維持申立書

請求人名義で■■■■事業団理事長宛てに平成15年9月■■■付けで作成されたものである。被認定者が死亡したのは平成16年中であるから、その作成年は平成15年ではなく平成16年と思われる。署名欄の筆跡は■■■■氏のもものと認められる。内容は以下のとおりである。

「昭和38年に結婚し、昭和47年までに子供6人を順に生まれました。以後、昭和55年頃まで、私と夫及び子6人の家族8人で店舗付住宅物件に住んでいました。昭和55年頃を境に、夫は次第にぜん息発作の回数が増え、私も交通事故に遭い後遺障害により、次第に働けなくなっていました。また、平成元年頃、法律的な問題が起こり、住居を失いました。住居を失ったことで夫の世話をすることが出来なくなり、夫を子供の一人に託し、夫の療養に良い静かな環境を提供してあげてほしいと願いました。そして、私自身は、子が手続きしてくれた■■■住宅に入居し、現在までそこに住んでいます。それからは8人の家族が揃って一つ屋根の下に同居することはありませんでしたが、私も夫も、子供と互いに協力しあいながら、地理的にはいくつかの世帯に別れてはいるものの、近い者同士は特に、大家族のように暮らしてきました。こうした状況は、平成16年に夫が亡くなるまで続く形となりました。私も夫も歳をとって体が悪かったため、結婚当初ほどに働けないこともあり、一時期

は私も夫も子供の援助を要したこともありました。ですが平成7年頃から、夫側に、年金収入等（■■■■共済・■■■■年金・公害補償等）を受給した結果、収入が出来て、夫婦の生計の基礎が生まれました。私や夫はこうした諸制度を手續するのが苦手でしたが、子達が私達の医療や介護の片わらで進めてくれた結果です。こうした中で、私と夫の還暦祝いや法事、正月などの年行事等の機会を主に家族が大勢集まって過ごすことも多く、家族の絆を保っていました。実際、夫に直接会えない時であっても、子を通じて夫の健康具合や生活状況を伝え聞くことは出来ましたし、寂しさはあるものの自分の療養に専念しつつ生活することが出来ました。私自身働けないため無収入でしたが、ここ数年は年6回ぐらいは直接会って話をしながら、生活費に充てるようにとお金を手渡してもらいました。互いに体が悪く、子も忙しい時には会えないのですが、そういう時は夫は子供に現金を届けさせることもありました。他に口座振替される光熱費等の支払いに備えて、子に私の口座あてに定期送金（■■万円）するようにしてくれていました。（生活費は手渡しと振込を合わせると月■■万円ほどです）皆が集まる法事等の費用は夫と子供でそれぞれ負担していたので私は自分の生活費と医療費にこのお金を使っていました。今年の8月、具合がかなり悪化した夫は、蓄えていた■■■■■■万のお金を生活費に充てるようにとまとめて私に手渡して、同月に亡くなりました。その■■■■■■万の一部は葬儀費用に充て、残りは生活費として残すことになり私の手元に残りました。夫を家族揃って見送ることが出来、子にも無理に支出のないようにと後に援助してもらい、当面の生活は現状を継続できるようになりました。医療

費の心配は残りますが、私の先を配慮してくれた夫の気持ちと思っています。私と夫は住まいを別にして以来、夫婦共に健康が良くな
いための通院の事情、加えて■住宅の居住名義の理由も加わって、
夫婦共に暮らすことは出来ませんでした。このような状況であった
ため、夫の死亡時別居の状態にありましたが、私の生計は夫の収入
にほぼ全て依存し、私自身の収入は■年金の部分支給の約■千円
程以外にはありません。最後になります、私は日本語が得意でな
いことから、この文書は私の事情を子に話し、子に代筆してもらい
ました。本来は私自ら書くべきものであると思いますが、その点ご
容赦下さい。」

(エ) 遺族に関する申立書

請求人名義で作成年月日空欄のまま■事業
団理事長宛てに作成されたものがあるが、その署名欄の筆跡は■
氏のものと認められる。

「あなた（当審査会注記：遺族共済年金の請求者を指す。以下同
様）は、故人と死亡当時同居し、故人によって生計維持されていま
したか。次のいずれかに○印を付けてください。」との質問につい
て、「イ. 同居し、生計を共にしていた。（住所は同じ）」
には○印は付していないが、「（住所は同じ）」の欄に
「（登録上、住所は同じ）」と記入している。また、「ロ. 住民票
上、住所は別だが生計は共にしていた。」に○印を付し、その「住
民票」を二重線で抹消してその上に「登録」と書き加えている。そ
して、「死亡当時、実際に生活をしていた場所」として「（住
所）」欄に「東京都■」と記

入している。

「故人とあなたが住所を別々にしていた時期はいつですか。」との質問につき、「およそ平成元年 月頃 古い話であるため正確な時期は分かりません」と記載している。「故人とあなたが住所を別々にしていた理由はなんですか。」との質問につき、「その他」として「① 住宅の名義のため ②夫婦共に体が悪いため各々の病院にて加療であったため」と記載している。

「故人からあなたに、送金、仕送り等がありましたか。次のいずれかに○印をつけてください。（イに○印をつけた方は、お金の受け渡しの方法、送金・仕送り等の理由についても記載してください。） ※送金の事実を証明する預金通帳・現金封筒等あれば添付願います。」との質問につき、「イ. あった」に○印を付け、

「（年6回ぐらい 万円ずつ）」、「（お金の受け渡し方：子を介して手渡し、振込）」、「（送金・仕送り等の理由：生活費として）」と記載している。

「あなたと故人は、お互いに音信、訪問等がありましたか。」との質問につき、「（音信）」は「イ あった」に○印を付して「（年50回ぐらい）」と記載し、「（音信があったときは、最近の葉書などを添付のこと）」については「電話連絡、法要」としている。また、「（訪問）」は「イ あった」に○印を付して「（年20回ぐらい）」と記載している。

「故人の死亡当時、あなたが故人の被扶養者であったかどうかを確認するために次の書類を提出してください。」につき、「イ. 故人の平成 年分の確定申告書のコピーまたは故人の平成 年分

の源泉徴収票のコピー」につき、その各「平成 年分」につき「平成15年分」と追記されている。また、「ロ. 健康保険の被扶養者であったかどうかの確認の為、あなたの健康保険証のコピー」につき、「双方とも健康保険加入中のため、保険証にては証明できない。」と記入されている。

「故人の死亡時に、故人はあなた以外の誰かと同居していましたか。次のいずれかに○（当審査会注記：この間の文字の判読はできない。）つけてください。」につき、「イ. 同居していた」に○印を付け、「（故人との続柄 四男 氏名 ）」、「（故人との続柄 五男 氏名 ）」、「（故人との続柄 孫 氏名 ）」と記載している。

「故人の葬儀についてご回答ください。」の「喪主はどなたでしたか。」及び「葬儀の費用は誰が負担しましたか。」との質問につき、いずれも「（故人との続柄 妻 氏名 ）」と記載している。

イ 預金通帳、「記帳メモ」、「印字票」及び「お利息計算書」2通の写し

請求人は、これを被認定者の銀行口座入金証明（死亡時）と説明している。

預金通帳及び「記帳メモ」には、平成15年12月 から平成16年8月 解約時までの預金の出入金が記載されている。その記載からは、この間、同年3月 に 万円、同年4月 に 万円、同年5月 に 万円、同年6月 に計 万円、同年8月 に計 万円がそれぞれ引き下ろされたことが認めら

れる。この■■■■万円引き下ろしは、生計維持申立書の「今年の8月、具合がかなり悪化した夫は、蓄えていた■■■■万のお金を生活費に充てるようにとまとめて私に手渡して」との記述に沿うものである。

ウ 平成14年分の所得税の確定申告書Aの写し

被認定者の長男■■■■のものである。「配偶者（特別）控除・扶養控除」欄に、扶養親族の氏名は判読できないが、続柄「父」と「母」が記載され、この記載はそれぞれ被認定者と請求人を指すものと解される。この申告書には、平成14年度は、■■■■が被認定者と請求人を扶養家族としていたと記載されている。

(4) 当審査会の判断

ア 生計維持関係の判断基準について

公健法第30条第1項は、遺族補償費を受けることができる遺族につき、被認定者の配偶者であって被認定者の死亡の当時その者によって生計を維持していたものとする規定する。被認定者によって生計を維持していたとは、被認定者の収入によって日常の消費生活活動の全部又は一部を営んでおり、被認定者の収入がなければ通常的生活水準を維持することが困難となるような関係が常態である者をいうものと解される {「公害健康被害の補償等に関する法律に係る処理基準について」(平成13年5月24日 環企第587号 環境省総合環境政策局環境保健部長通知)}。したがって、生計維持関係があるというためには、請求人が被認定者と同居して生活していることを要件とせず、別居している場合でも、被認定者から日常的に生活費等の支給を受けていれば生計維持関係があると認められる。

一方、処分庁は、上述のとおり、生計維持関係ないし「生計同一

性」の要件につき、別居している場合は、①生活費または療養費等を常に送金していること、②日常生活についての指示、連絡を行っていること、③別居の事由が消滅したときは、再び起居を共にすると認められること等、両者の生計に一体性があるとき、あるいはこれらに準じる場合に限り、生計同一関係があると認められると解すべきだと弁明する。

しかし、公健法第30条第1項本文は、「配偶者」については生計維持関係を要件とするにとどまり、処分庁が弁明する意味での「生計同一性」は要件としていない。また、同項ただし書きは「妻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）」と規定し、内縁の妻については、生計維持関係に加えて「事実上婚姻関係と同様の事情」があることを要件としているが、「届出をした」すなわち法律上婚姻関係にある妻についてはこのような事情は要件としていない。このように、公健法は、法律上婚姻関係にある「配偶者」については、生計維持関係があれば遺族補償費の支給を受けられるとしているのである。例えば、不仲で別居状態にある夫婦の場合でも、法律上婚姻関係にあつて、一方が他方に婚姻費用である生活費等を支払っていれば生計維持関係にあると認められる。そもそも、公健法が定める遺族補償費は、被認定者が指定疾病に起因して死亡した場合、被認定者の逸失利益相当分及び精神的損害相当分並びに遺族固有の精神的損害相当分として、一定範囲の遺族に対して支給するという趣旨に基づくものである。その趣旨に照らしても、法律上婚姻関係にある妻については、生計維持関係があれば遺族補償費を支給するものと解するのが相当である。そうすると、処分庁が挙げる上記②及び③

は、婚姻関係にある妻に遺族補償費を支給する場合の要件ではなく、たかだか生計維持関係があったことを推認させる事情となる場合があるというにすぎないと考えられる。

当審査会は、以上の観点から、請求人と被認定者との間に生計維持関係があったかどうかを以下に検討する。

イ 請求人と被認定者との婚姻関係について

被認定者死亡時に適用のあった法例（旧）（明治31年法律10号）第13条は「婚姻成立ノ要件ハ各当事者ニ付キ其本国法ニ以リテ之ヲ定ム」と規定し{なお、法例を全面改正した法の適用に関する通則法（平成18年法律第78号）も第24条第1項で同様の規定をしている。}、[redacted]請求人及び被認定者の婚姻関係については[redacted]法が適用される。然るところ、請求人の外国人登録原票記載事項証明書には「[redacted]（当審査会注記：被認定者を指す。）の本国の戸籍謄本と外国人登録済証明書を疎明資料として、平成17年1月[redacted] [redacted]に本人より東京都[redacted]へ婚姻届の追完を届出、[redacted]受理」との記載があり、疎明資料とされた[redacted]の戸籍において法律上婚姻関係にあったことが確認されたと考えられるから、請求人と被認定者とは法律上婚姻関係にあったと認められる。

ウ 被認定者と請求人の別居について

登録原票記載事項証明書では、被認定者の死亡時の居住地は「東京都新宿区[redacted]」とされているが、請求人の居住地は、平成22年[redacted]時点のものであるが「東京都[redacted] [redacted]」とされ、両者は居住地を異にしている。また、遺族に関する申立書には「死亡当時、実際に生活をしていた場

所」として東京都■■■■の住所が記載されている。一方、保健師相談経過には、後記エ(イ)のとおり、平成7年■■■■■当時、被認定者は通院の便宜のために東京都■■■■の知人宅で生活していた旨記載されている。これらの事情に加え、請求人も、平成元年ころ以降、被認定者と請求人とが別居して生活していたことを認めていることからすると、請求人と被認定者は、平成元年ころから被認定者の死亡時まで別居していたことが認められる。

別居の理由については、上記(3)の各資料及び口頭審理の結果に照らすと、請求人らの家族の人数が多かったために数か所に居住しなければならなかったり、請求人及び被認定者の通院の便宜などが主なものと考えられ、請求人と被認定者が不仲になったなどの生計維持関係の解消を窺わせる事情は認められない。

エ 被認定者による請求人への生活費等の支払いについて

(ア) 上述のとおり、生計維持申立書には、「私も夫も歳をとって体が悪かったため、結婚当初ほどに働けないこともあり、一時期は私も夫も子供の援助を要したこともありました。ですが平成7年頃から、夫側に、年金収入等(■■■■共済・■■■■年金・公害補償等)を受給した結果、収入が出来て、夫婦の生計の基礎が生まれました。」、「私自身働けないため無収入でしたが、ここ数年は年6回ぐらいは直接会って話をしながら、生活費に充てるようにとお金を手渡してもらいました。互いに体が悪く、子も忙しい時には会えないのですが、そういう時は夫は子供に現金を届けさせることもありました。他に口座振替される光熱費等の支払いに備えて、子に私の口座あてに定期送金(■■万円)するようにしてくれていました。(生活費は

手渡しと振込を合わせると月■■万円ほどです) 皆が集まる法事等の費用は夫と子供でそれぞれ負担していたので私は自分の生活費と医療費にこのお金を使っていました。今年の8月、具合がかなり悪化した夫は、蓄えていた■■■万のお金を生活費に充てるようにとまとめて私に手渡しして、同月に亡くなりました。その■■■万の一部は葬儀費用に充て、残りは生活費として残すことになり私の手元に残りました。夫を家族揃って見送ることが出来、子にも無理に支出のないようにと後に援助してもらい、当面の生活は現状を継続できるようにになりました。医療費の心配は残りますが、私の先を配慮してくれた夫の気持ちと思っています。私と夫は住まいを別にして以来、夫婦共に健康が良くないための通院の事情、加えて■■■住宅の居住名義の理由も加わって、夫婦共に暮らすことは出来ませんでした。このような状況であったため、夫の死亡時別居の状態にありましたが、私の生計は夫の収入にほぼ全て依存し、私自身の収入は■■■年金の部分支給の約■■千円程以外にはありません。」と記載されている。また、遺族に関する申立書では、生活費として「年6回ぐらい■■■万円ずつ」を「子を介して手渡し、振込」した旨の記載がある。被認定者から請求人に支払われた生活費等は、生計維持申立書では1か月あたり■■■万円(うち振込みは■■■万円)であるのに対し、遺族に関する申立書では1か月あたり■■■万円くらいとなり、その金額に相違がある。しかし、この相違が被認定者から請求人への生活費等の支払い自体を否定する程度の甚だしい矛盾であるとは考えられず、両者の記載を総合すると、1か月あたり■■■ないし■■■万円程度の生活費等の支払いがあったとの趣旨と解することができる。

一方、請求人本人は、口頭審理で、「大体■■■■歳から、旦那さんが■■■■くらいからは、生活お金をちょっと多くもらったんです。月■■■万か■■■万かもらったお金が月■■■万とか また、貯金があったお金を全部くれたりして。」と述べ、また、支払い方法については「旦那さんからもらうお金が多くて、それで銀行に入れなくて直接もらうんです。」と述べている。この陳述は、生計維持申立書ないし遺族に関する申立書の内容と必ずしも正確に一致するものではないが、全体として、これら申立書の記載内容と大きく齟齬してはいない。しかも、その不一致は、口頭審理時において、請求人の記憶が整理されていないことや、■■■■請求人にとって日本語で正確に表現することが難しかったことなどから生じたものと考えられ、陳述全体としての信用性を損なうものではない。以上に加え、被認定者の死亡当時、請求人は僅かな年金以外に収入はなかったと認められることを併せ考慮すると、被認定者の死亡当時、請求人が被認定者から日常の生活費等の支払いを受けていたと推認できる。

もっとも、処分庁が指摘するように、生活費のやり取りを裏付ける領収書や通帳は提出されていない。しかしながら、社会通念上、不仲などの理由によらずに別居している夫婦の間で、手渡しした生活費の領収書を作成、交付することは行われていないのが通常である。また、通帳については、処分庁は、本件遺族補償費請求書が提出された平成16年12月14日から原処分に至るまでの間、請求人に対し、生計維持関係を裏付ける資料として通帳等の提出が必要だと説明したり、その提出を促してはいない。こうした経緯に照らすと、通帳等は既に廃棄、紛失されている可能性が高く、請求人に

において通帳等の資料を収集、提出することを期待することはできない。そもそも、こうした状況は、上記のように処分庁が請求人に通帳等の提出を促さなかったという不適切な対応によって惹起されたのであるから、通帳等を提出できないことによる立証上の不利益を請求人に帰することは公平に反する。したがって、これら資料の提出がないことを理由に、生活費等の支払いを否定することはできないというべきである。

(イ) 処分庁は、上記(1)のとおり、「生計同一性」が認められない根拠として、保健師の被認定者相談経過ないし■■■■■■■■■■病院の看護要約から、被認定者自身が請求人とは生計同一ではないと主張していたことや、被認定者には生計を同一にしていた内縁の妻がいたことが認められ、被認定者の公害補償費月■■■万円と年金■■■万円、内縁の妻の年金■■■万円の合計■■■万円により二人で生活していたと記載されている、また、担当保健師が入院時の病院訪問をした際、被認定者に「退院後は内縁の妻のところへ帰る予定」と語ったこと（平成16年2月■■■■）、■■■病院にて、前回の■■■■■■■■■■病院での「支払いは内縁の妻がした」ことを確認したこと（同月■■■■）等の記載事実があると弁明する。

しかし、処分庁が指摘する上記資料には、「請求人（■■■■■■■■■■）とは生計同一でない」と主張していた事実をはじめ、その弁明に係る記載は見当たらず、当該事実を認めることはできない。請求人と同居していた他女がいたことは、請求人も口頭審理で認めるところであるが、これら資料には請求人とこの他女が「生計同一」であったことを認めるに足りる記載はない。なお、この点に関し、上記相

談経過の同月■■■■の記録には「本人は退院後■■■■での生活を希望していることについて伝える。」との記載がある。しかし、同相談記録の平成7年3月■■■■の記録には、長女からの電話で「現住所の■■■■には、ほとんどいない状態で、■■■■の知人宅にいる。理由は■■■■病院に通院するためであり」との話があったと記載され、平成15年4月■■■■の記録には「通院■■■■まで連日どの様に行っているか尋ねると、本人は■■■■の知人の家から通っている、一度受診すると疲れて帰ってこれなくなってしまうので。」と記載されており、被認定者が退院後に■■■■での生活を希望したのは通院の便宜のためであったと認められ、他女との同棲を目的に■■■■での生活を希望した旨の記載はない。また、上記の相談経過及び看護要約には、被認定者の公害補償費月■■■■万円と年金■■■■万円、内縁の妻の年金■■■■万円の合計■■■■万円により二人で生活していたとの記載も認められない。上記第3の3の審査資料(4)テの「対応経過2」には、手書きで「生計同一について■■■■氏本人が、H16 2月、公害補償ヒと■■■■万円年金■■■■万円■■■■万円／月 二人で生活していた。」と記載されているが、これが、どういう立場の者が何を根拠に記載したのかは皆目不明であるうえ、黒塗りによって判読できない部分もあり、こうした不完全な記載に基づいて被認定者と他女との「生計同一」を認めることはできない。

なお付言すると、処分庁が指摘する上記資料の多くの部分が黒塗りで判読できなくされており、当然のことながら判読できない部分の記載は本件の証拠とすることはできない。処分庁の弁明はこうした不明朗な資料を根拠とするものであって、その弁明態度は真摯さ

が窺えず不誠実であるとの誹りを免れない。のみならず、処分庁は、弁明書4において、請求人が提出した民生委員作成の生計維持・同一理由証明書の証明力につき、「確認できる範囲内での状況の結果」を証明したものだと思われ、一応確からしいという推測を得させる程度のものに過ぎないと弁明する。しかし、保健師や看護師の伝聞にすぎない内容が記載され、しかも多くの部分が黒塗りされて判読できない上記の相談経過及び看護要約が生計維持・同一理由証明書に優る証明力があるとは到底いえない。処分庁による関係各資料の評価は、恣意的で誤っている。

また、処分庁は、上記資料に被認定者自身が息子・娘とは絶縁したとの記載があることを指摘する。しかし、仮に被認定者が「息子・娘」と「絶縁」したとしても、そのことから直ちに請求人との生計維持関係を解消したり、請求人への生活費等の支払いをやめたことになるわけではない。しかも、上記資料によると、被認定者の長女■■■■氏は、被認定者が■■■■病院入院中にもその見舞いに訪れていたなどの事実が認められ、上記記載だけから「息子・娘」と「絶縁」していたと断じることはできない。

オ 他女との同居について

上述のとおり、被認定者が他女と同居していたことは認められる。

この点に関し、処分庁は、弁明書3（3頁）にて、反論書1に、処分庁が把握していた被認定者の内縁の妻との記載があり、■■■■本国での戸籍上の有効性は別として、日本での婚姻申告が■■■■区役所になされたことから、この女性と生計を共にしていこうとした意思が確認できることから、被認定者と請求人との間に生計の同一性は認められ

ないと考えるべきであると弁明する。

しかし、処分庁が指摘する反論書1の主張の趣旨は内縁の妻の存在を否定しようとすることにあり、処分庁の上記弁明はその趣旨を曲解するものであって不当である。

もっとも、他女と被認定者との婚姻申告が■■■■区役所になされたことは認められる。しかし、上記相談経過には、平成16年2月■■■■の記録として「・医師意見書の記入は■■■■呼吸器内科 H15.12.■■■■に出ている。病名(中略)■■■■」、
「■■■■」
■■■■」、また同月■■■■の記録として「■■■■病院、■■■■Dr.よりTelあり ■■■■HP退院後来院したが、ここ1年位■■■■あり」との記載があるうえ、被認定者が請求人との婚姻関係を解消しようとした事実は窺えないことからすると、当該婚姻申告が被認定者の真意に基づくものと即断することはできない。

処分庁は、「担当保健師の被認定者相談経過及び■■■■病院の看護要約から、被認定者には生計を同一にしていた内縁の妻がいたことが判明しており、請求人から生計同一に関する資料を求めるまでもなく、職権判断が十分に可能だった」と弁明する。ところが、処分庁は、請求人には「生計同一性」について厳格な要件を要求しながら、被認定者と他女との生活実態については、公健法第30条第1項ただし書きが規定する「事実上婚姻関係と同様の事情にあった」かどうかはもとより、被認定者から生活費等の支弁を受けていたかどうかすら確認せずに、安易に「生計同一性」があると判断している。そして、この他女との「生計同一性」を根拠として、請求人には「生計同一性」がないと断定しているのである。さらに、看過できないのは、

平成22年6月の時点で、処分庁は、その内部では、請求人に「生計同一性」がないとの見解に基づいて遺族補償一時金請求への変更を検討していながら、請求人に対しては、その半年後の同年12月1日に至るまでその見解を示唆することさえせず、生計維持関係に関する追加資料の提出等の機会を与えていないことである。処分庁は、請求人に何ら説明しないまま、遺族補償一時金請求への変更の準備を進め、同日になって、請求人ではなく、■■■■氏に対し、拙速にもわずか10日間のうちに遺族補償一時金請求へ変更するように求めているのである。処分庁がいう「職権判断」の意味は判然としないが、処分庁である新宿区のこれら一連の対応は、公健法の被害者救済の趣旨に著しく反し、「職権」の濫用ともいえる偏頗で拙劣なものだということほかはない。新宿区の対応は、公健法第1条が掲げる健康被害に係る被害者等の迅速かつ公正な保護を図るとの目的を没却するものであって、その速やかな是正が強く求められる。

4 結論

以上のとおり、請求人の遺族補償費請求はいまだ維持されており、しかもその請求には理由があるから、処分庁において速やかにその支給決定がなされるべきである。

よって、遺族補償費請求は遺族補償一時金請求により取り下げられたとし、遺族補償一時金の支給を決定した原処分は違法であるから取り消すこととし、行政不服審査法第40条第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成27年10月2日

公害健康被害補償不服審査会

審査長 佐 脇 浩

審査員 佐々木 隆一郎

審査員 柳 憲一郎